

議案第 32 号

字の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、当市の区域内の字を別紙のとおり変更し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から施行するものとする。

平成31年 3月 1日 提出

燕市長 鈴木 力

記

別紙（変更調書）

変更前				変更後	
町(大字)	字	地番		町(大字)	字
中之口		56から62までの各一部			
小古津新	境浦	1039の一部、2422の一部、2423の1の一部、 2423の3の一部、2424、2491の1、 2491の4、2492の1、2492の3、2493、 2494の1、2494の4、2495、2496、 2497の1、2497の3、2500の1、 2500の3、2501、2502、2503の1、 2503の2、2503の4、2504の1、 2504の3、2504の4、2505の1から 2505の3まで、2506の1の一部、 2507の1の一部、2508の1の一部、 2510の1の一部、2510の3、2511の1、 2511の3、2512の1、2512の3、 2513の1から2513の3まで	小古津新		

及び当該変更に伴う公有地を含む

【備考】

- ・変更後は、大字名のみになります。
- ・地番は、換地処分により新たな地番となります。

字変更を必要とした理由

下記土地改良事業の施行により、当市の区域内の字を変更し整理するものである。

記

1. 事業名 経営体育成基盤整備事業

2. 事業主体 新潟県

3. 地区名 小吉地区

4. 換地処分予定年月 平成31年8月

## 字の区域変更略図

縮尺 1:5000

